

令和4年度
尾張旭市民間学童クラブ設置・運営事業者
募集要項

令和4年7月

尾張旭市

尾張旭市では、全ての小学校区に公立児童クラブを設置した上で、長時間の預かりや6年生までの預かりの確保などのニーズについて、民間学童クラブが受け皿となり、公と民が協力して放課後の預かりを実施しています。

令和4年度末をもって旭丘小学校区の民間学童クラブが閉所することに伴い、当該小学校区で新たに民間学童クラブを設置・運営する事業者を公募します。

※ 尾張旭市では、市が放課後児童健全育成事業を委託する民間事業者を「学童クラブ」と呼称しています。

1 募集の概要

(1) 種別

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

(2) 事業開始予定時期

令和5年4月1日（土）から

(3) 募集小学校区・数

旭丘小学校区 1箇所

(4) 設置条件

原則として、旭丘小学校から半径500メートル程度の範囲内で、事業者が所有または賃借する物件（空き店舗や民家・アパートなど）を改修し、学童クラブとして活用する。

ただし、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5の放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）の実施により、移動の際の安全等が確保される場合は、上記の範囲を超え、隣接する小学校区での設置も可とします。なお、その場合においては、子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）の別紙に定める額を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付しますが、利用児童は旭丘小学校の児童に限ります。

2 応募の資格

(1) 応募資格

次の各号のいずれも満たす法人※であること。

※法人

社会福祉法人、公益社団（財団）法人、学校法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社、一般社団（財団）法人、その他市長が適当と認める法人

ア 公募の開始時点において、東海4県内（愛知、岐阜、三重、静岡）で次のいずれかを設置・運営していること。

ア 放課後児童健全育成事業

イ 認可保育所、認定こども園、幼稚園

ウ 小規模保育事業

イ 放課後児童健全育成事業を実施する上で人的及び物的管理能力を有していること。

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

イ 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中の場合

- ウ 本市又は他の地方公共団体から、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過していない場合
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生手続又は再生手続中の場合
- オ 最近3年間の法人税(法人以外の団体の場合は、代表者の所得税)、消費税及び地方消費税並びに市町村税を滞納している場合
- カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体等の場合
- キ 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当する場合

3 選定方法

別紙に定める「審査基準」に基づき、書類審査とヒアリングで得た評価を踏まえて選定します。

選定結果は、応募者全員に対して文書でお知らせします。また、応募者名、審査結果等を本市のホームページに掲載、公表します。

4 施設に関する条件

- (1) 事業者が所有又は賃借する物件であること。
- (2) 施設は事業者が確保するものとし、建物は令和4年度中に事業者が改修等を行い、令和5年4月1日に確実に開所するように進めること。
- (3) 昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。やむを得ず昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている物件を活用する場合は、耐震調査を実施し、必要な措置を行うこと。
- (4) 施設には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
- (5) 専用区画の面積は、児童1人につき1.65㎡以上あること。
- (6) 児童の保健衛生上必要な採光、換気等に配慮すること。
- (7) 建築基準法、消防法その他関係法令を遵守すること。
- (8) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、学童クラブを行う場所と明確に区分けすること。
- (9) その他、尾張旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号。以下「基準条例」という。)に定める基準を満たすこと。

5 運営に関する条件

- (1) 利用対象児童及び定員設定
小学校1年生から6年生までの児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とし、定員は概ね40人とする。
- (2) 利用申込等
利用の申込は事業者が直接利用希望者から受け付けること。
また、利用料金についても、事業者が利用者から徴収すること。
- (3) 職員配置
ア 学童クラブを管理する者(管理者)を配置すること。
イ 学童クラブには、常時2人以上の放課後児童支援員を配置すること(管理者と兼務可)。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)をもってこれに代えることができる。
ウ 支援員等の加配が必要な児童が利用を希望する場合は、積極的な加配支援員等の確保と児童の受け入れに努めること。

- (3) 放課後児童支援員について
都道府県が開催する「放課後児童支援員認定資格研修」を受講することで取得可能です。
なお、放課後児童支援員認定資格研修の受講資格は下記のとおりです。
- ア 保育士、社会福祉士、教諭の資格を有する者
 - イ 高等学校卒業者等で、2年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの
 - ウ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの
- ※ 事業者の職員配置によっては、令和4年度中での研修受講が必要となります。応募時点で放課後児童支援員の有資格者が確保されていない場合は、事前に市へ研修受講等について確認してください。
- (4) 開所日
尾張旭市の公立児童クラブの開所日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く日）に準じた開所日数を設けること。
- (5) 開所時間
開所時間は、次のとおりとする。
- ア 平日 下校時から午後7時以降まで
 - イ 土曜日 午前7時30分から午後7時以降まで
 - ウ 小学校休業日 午前7時30分から午後7時以降まで
- (6) その他
基準条例に定める基準を満たすこと。

6 開所に係る補助金

尾張旭市放課後子ども環境整備事業費補助金交付要綱に基づき、次の費用について補助金を交付予定（令和4年9月定例会に予算を提出予定であり、当該議案が可決されなかった場合は、別途協議）。

- (1) 対象経費
- ア 放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、空き店舗や民家・アパートなどの既存施設を改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）することに係る費用
 - イ 上記改修を実施した上、必要に応じ整備・修繕及び備品を購入する費用
 - ウ 開所準備に必要な経費（礼金、賃借料（開所前月分））
- (2) 補助基準額
上限12,000千円

7 令和5年度以降の運営費

- (1) 本市が定める、放課後児童対策事業委託料算定基準に基づく委託料算定基準は別添のとおり
（参考）令和4年度に利用人数40名で、午後7時まで開所した場合
年間委託料：約10,000千円
- (2) 利用者負担
事業者が設定した利用料金等を利用者から徴収し、運営費に充ててください。
ただし、利用料金の設定については、市内の他小学校区で運営する学童クラブの利用料金等を参考にし、事前に市の確認を受けてください。
（参考）市内他学童クラブの利用料金等の状況
- 利用料：週の利用日数や預かりの時間数、児童の学年により、概ね月額4,000～20,000円の範囲で設定されています。
 - その他：保険料、おやつ代、入会金等を別途徴収している場合があります。

(3) 放課後児童支援員等処遇改善等事業費補助金

「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添5の放課後児童支援員等処遇改善等事業に対し、子ども・子育て支援交付金の交付について(平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知)の別紙に定める額を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

(4) その他

国施策等に対応した補助金等を交付する場合があります。

8 応募の方法

応募しようとする団体は、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 尾張旭市民間学童クラブ設置・運営事業者応募申請書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 施設改修費収支計画書(様式3)

エ 運営費収支計画書(様式4)

オ 団体に関する書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ) 役員名簿(氏名(フリガナ)、生年月日、性別が記載されたもの)

(ウ) 当該法人の登記事項証明書(現在事項証明書)

(エ) 過去3か年の法人市町村民税等の納税証明書

※ 固定資産税の課税がある場合は、それに係る納税証明書についても必要。

(オ) 過去3か年の貸借対照表及び損益計算書

カ 誓約書(様式5)

(2) 提出部数

原本1部(クリップ止め、A4判)

コピー6部(書類は、A4判 両面印刷 左とじ)

※ 様式2、3及び4は、電子データを併せて提出してください。

(メール kodomo@city.owariasahi.lg.jp)

(3) 提出期間

令和4年7月15日(金)から令和4年8月19日(金)(土・日・祝日は除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

※ 書類は、提出前日までに下記に連絡の上、持参により提出してください。

(4) 提出先

尾張旭市役所こども子育て部こども課こども係

(尾張旭市東大道町原田2600番地1)

電話番号 0561-76-8146

メール kodomo@city.owariasahi.lg.jp

(5) 留意事項

受理後の書類の訂正、再提出等は原則として認められません。

9 質疑回答

応募に当たっての質疑は次のとおりとします。

(1) 質問の受付

質問事項を質問書(様式6)に記入し、こども子育て部こども課こども係に令和4年7月15日(金)から7月26日(火)までに提出してください(FAX、電子メール可。)

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和4年7月29日（金）を目途に尾張旭市ホームページに掲載します。

10 スケジュール

選定に関するスケジュールは、概ね次のとおりです。

項目	日程
募集の公表	7月15日（金）ホームページ掲載・7/15号広報
質疑受付期間	7月15日（金）～7月26日（火）
質疑の回答	7月29日（金）
応募書類の受付期間	7月15日（金）～8月19日（金） 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日は受付しません。
審査	8月下旬～9月中旬
事業者の選定	9月中旬

11 留意事項

(1) 追加資料の提出

市が必要と認めたときは、追加の資料を求めることがあります。

(2) 応募に係る費用

応募書類等の提出その他応募に要する費用については、全て応募者の負担とします。

(3) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、民間学童クラブ運営事業者の選定に使用し、その他の目的には使用しません。また、提出された応募書類は返却しませんが、本市において適切に管理します。

ただし、応募書類は、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き公開の対象となります。

(4) 応募の辞退

やむを得ず応募を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

(5) 失格

応募内容に偽りが判明したときは、その団体を失格とする場合があります。

【募集に関する問い合わせ先】

尾張旭市役所 こども子育て部 こども課 こども係
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1
電話 0561-76-8146
FAX 0561-52-3749
メール kodomo@city.owariasahi.lg.jp